

改定日	項目	新	旧	備考
2012年6月8日 (第3回総会)	第二条 (目的)	落合・中井の妙正寺川流域に歴史的に形成されてきた染色文化を生かし、街づくり・地域おこしを進める。そのために様々な人達と手を結び、明るく住みよい地域をつくることを本会の目的とする。	落合・中井を「染の街」として日本や世界へ発信し、認知・集客・理解促進をすることで街づくりを推し進め、地元の活性化や染色業の発展を目的に「染の小道」実行委員会は活動を行う。	
2012年6月8日 (第3回総会)	第九条 (役員)	本会の役員は、次の構成とする。 (1) 代表 1名 (2) 副代表 若干名 (3) 会計 (4) 会計監査	本会の役員は、次の構成とする。 (1) 実行委員長 (2) 副委員長 (3) 会計	
2012年6月8日 (第3回総会)	第十条 (役員の仕事)	(1) 代表は、本会を代表し、会務を総理する。 (2) 副代表は代表を補佐し、事故あるときは代行する。 (3) 会計は本会の収支を管理し、会計期間終了後の総会においてその報告をする。 (4) 会計監査は、毎年本会の会計を監査する。	(1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を総理する。 (2) 副委員長は代表を補佐し、事故あるときは代行する。 (3) 会計は本会の収支を管理し、会計期間終了後の総会においてその報告をする。	
2012年6月8日 (第3回総会)	第八条 (除名)	実行委員会は、会員が以下の各号の一つに該当すると認められた場合には、代表の承認を経て、除名することができる。	実行委員会は、会員が以下の各号の一つに該当すると認められた場合には、実行委員長の承認を経て、除名することができる。	
2013年4月19日 (第4回総会)	前文	江戸・東京はかつて、京都、金沢と並ぶ着物染色の三大産地として数えられていた。その歴史の中で新宿区内には数多くの染色関連業が集まり、生産の中心を担った。妙正寺川の豊かな水に恵まれた落合・中井地区には今なおその技術を受け継ぎ、新しい染色の提案にも熱意をそそぐ職人たちが集まる。またこの地区は、その落ち着いた環境や人情味あふれる土地柄によって、多くの文化人や芸術家をも引きつけてきた。「染の小道」は、落合・中井の街を愛する人々が集まる機会である。そこには地域に根差した商業関係者(商)、染色業を始めとする地場産業の関係者(工)、地域の居住者や在勤・在学者(住)、そして広く街を応援する人々が集い、そのつながりを広げていくだろう。 幅広い参加者の視点で、落合・中井地区の生活者たちが代々築き上げてきた「染色の街」としての文化的価値を再発見し、その体験を適切な形で内外に伝えていくことを通じて、落合・中井地区が今よりも一層「楽しく生き生きと暮らせる街」になっていくこと。それが私たちの願いである。	かつては京都、金沢と並ぶ着物染色の三大産地として数えられていた江戸・東京。東京の染の歴史の中で新宿の染は中心的な役割を果たし、「落合・中井」には「落合・中井」には今なお、その技術を受け継ぎ、現在も新しい染色を提案する職人たちが集まっています。また多くの文化人や芸術家が、その環境や風景を求めて移り住んだ土地でもありました。そんな、落合・中井を「染の街」として日本や世界に発信し、地元の活性化を図ることを、「染の小道」は目標としています。	主体として商・工・住を位置付け／目標として「楽しく生き生きと暮らせる街の実現」を位置付け／文体の統一
2013年4月19日 (第4回総会)	第二条 (目的)	妙正寺川もしくは神田川流域に歴史的に形成されてきた染色文化を生かし、街づくり・地域おこしを進める。そのために様々な人達と手を結び、明るく住みよい地域をつくることを本会の目的とする。	落合・中井の妙正寺川流域に歴史的に形成されてきた染色文化を生かし、街づくり・地域おこしを進める。そのために様々な人達と手を結び、明るく住みよい地域をつくることを本会の目的とする。	
2013年4月19日 (第4回総会)	第三条 (事業)	第三条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、必要な事業を企画し運営する。公平・公正の原則を旨とし、商・工・住のいずれにも益をもたらす事業を手掛ける。具体的には、以下の3事業を核とする。 ① 川のギャラリー：妙正寺川もしくは神田川に反物を設置し、「染色の街」をアピールする。 ② 道のギャラリー：商・工・住の協力を得て、街並みを暖簾で飾る。 ③ 個別イベント：商・工・住の協力を得て、地域の文化に親しめる機会の創出をサポートする。	第三条 (活動) 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 川のギャラリー：妙正寺川に反物を設置し、染色の街・中井をPRする。 (2) 道のギャラリー：商店や個人の方などにご協力を頂き、暖簾を飾る。 (3) 各種イベント：商店や個人、染色業の方にご協力を頂き、工場の見学や体験などをサポートする。	商・工・住の位置付けを明記／個別のイベントに対する実行委員会の関与について明記
2013年4月19日 (第4回総会)	第五条 (入会)	前文の趣旨に賛同し会員として入会しようとする者は、所定の手続きを行う。すなわち、本会に出席した上で参加の意思を表明し、本会のメンバーリストに加入する。	会員たる条件は、前文の趣旨に賛同し、所定の手続きを行った者とする。所定の手続きとは参加の意思表明を頂き、メンバーリストに加入する事を指す。	
2013年4月19日 (第4回総会)	—	第十七条 (総会の開催)に移項	第六条 (実行委員会の設置と構成) 本会に実行委員会を置き年に一回の総会を開催する。	
2013年4月19日 (第4回総会)	第六条 (退会)	第六条 (退会) 本会会員は、所定の手続きを経ることにより、任意に退会することができる。	第七条 (退会) 本会会員は、所定の手続きを経ることにより、随時退会することができる。	
2013年4月19日 (第4回総会)	第七条 (除名)	第七条 (除名) 本会は、会員が以下の各号の一つに該当するに至った場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 ① 当会則等に違反したとき。 ② 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 ③ 東京都暴力団排除条例(東京都条例第54号)第24条(事業者の規制対象者等)に対する利益供与の禁止等に抵触する行為をしたとき。	第八条 (除名) 実行委員会は、会員が以下の各号の一つに該当すると認められた場合には、実行委員長の承認を経て、除名することができる。 (1) 本会の名誉を著しく傷つけた場合 (2) 私利私欲を以て本会を利用した場合	
2013年4月19日 (第4回総会)	第八条 (役員の種類及び定数)	第八条 (役員の種類及び定数) 本会に次の役員を置く。 ① 代表 1人 ② 副代表 若干名 ③ 会計 1人 ④ 会計監査 1人	第九条 (役員) 本会の役員は、次の構成とする。 (1) 代表 1名 (2) 副代表 若干名 (3) 会計 (4) 会計監査	
2013年4月19日 (第4回総会)	第九条 (役員を選任等)	1. 役員は総会において選任する。 2. 役員は、商・工・住・外部協力者の各立場において、偏りのないように選出する。 3. 代表は、役員の間選とする。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第十条 (役員の仕事)	1. 代表は、本会を代表し、会務を総理する。 2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その任務を代行する。 3. 会計は本会の収支を管理し、会計期間終了後の総会においてその報告をする。 4. 会計監査は、毎期本会の会計を監査する。	(1) 代表は、本会を代表し、会務を総理する。 (2) 副代表は代表を補佐し、事故あるときは代行する。 (3) 会計は本会の収支を管理し、会計期間終了後の総会においてその報告をする。 (4) 会計監査は、毎年本会の会計を監査する。	
2013年4月19日 (第4回総会)	第十一条 (役員任期等)	第十一条 (役員任期等) 1. 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 2. 任期終了後3カ月以内に総会を開催し、役員を選任を行なう。 3. 任期終了後、新たな役員を選任が行なわれるまでの期間、前役員が引き続きその任務を行なう。 4. 代表は原則として1期ごとに交代する。	第十一条 (役員任期) (1) 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (2) 任期終了後3ヶ月以内に総会を開催し、役員を選任を行なう。 (3) 任期終了後、新たな役員を選任が行なわれるまでの期間、前役員が引き続きその任務を行なう。	
2013年4月19日 (第4回総会)	—	第二十一条 (資産の構成)及び第二十二条 (事業年度)に移項	第十二条 (会計) (1) 本会の財政は協賛金及び寄付金によってまかなう。 (2) 本会の会計期間は4月1日から翌年3月31日までとする。	

改定日	項目	新	旧	備考
2013年4月19日 (第4回総会)	第十二条(役員 の解任)	第十二条(役員 の解任) 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 ① 心身の故障のため、任務の遂行に堪えないと認められるとき。 ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第十三条(事務局)	第十三条(事務局) 1. 本会の実務機関として事務局を設置する。 2. 事務局の運営は役員が行う。 3. 事務局の運営責任者は、副代表が当たる。	第十三条(機関) (1) 本会の実行機関として事務局を設置する。 (2) 事務局の運営は役員が行う。 (3) 事務局の運営責任者は、副代表があたる。	
2013年4月19日 (第4回総会)	—	第十六条(総会の権能)に移項	第十四条(会則改定) この会則の改訂には総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。	
2013年4月19日 (第4回総会)	第十四条(総会 の種類)	本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第十五条(総会 の構成)	総会は、会員をもって構成する。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第十六条(総会 の権能)	総会は、以下の事項について議決する。 ① 会則の変更 ② 事務局の組織及び運営 ③ その他運営に関する重要事項	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第十七条(総会 の開催)	1. 通常総会は、毎事業年度1回開催する。 2. 臨時総会は、役員が必要と認め、招集の請求をした場合に開催する。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第十八条(総会 の招集)	1. 総会は代表が招集する。 2. 代表は、第十七条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第十九条(総会 の議決)	1. 総会における議決事項は、第十八条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2. 総会の議事は、出席した会員の3分の2をもって決する。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第二十条(総会 の表決権等)	1. 各会員の表決権は、平等なるものとする。 2. やすを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的な方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 3. 前項の規定により表決した会員は、第十九条及び第二十条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。 4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第二十一条(資産 の構成)	本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 ① 協賛金 ② 広告料 ③ 寄付金品 ④ 財産から生じる収入 ⑤ 事業に伴う収入 ⑥ その他の収入	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第二十二条(事業 年度)	本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	—	新設
2013年4月19日 (第4回総会)	第二十三条(細則)	この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。	—	新設
2014年5月23日 (第5回総会)	第二十三条(弔慰 金)	本会の会員が死亡した場合は、本会名により弔慰金を贈る。金額は原則5000円とする。	—	新設
2014年5月23日 (第5回総会)	第二十四条(細則)	(第二十三条より移動)	—	